



広労雇均発 0717 第1号  
令和2年7月27日  
日

公益社団法人 広島県労働基準協会会長 殿

広島労働局雇用環境・均等室長



育児・介護休業法施行規則の改正にかかる周知協力の依頼について

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、育児・介護休業法施行規則等の改正により、令和3年1月1日から育児・介護休業法に基づく子の看護休暇及び介護休暇が時間単位で取得できるようになります。

これに伴い、各事業場におきましては、就業規則等の変更、労働者への周知等の対応が必要となります。

つきましては、別添のとおりリーフレットを送付いたしますので、関係者への配布、機関紙等への掲載等により、各事業主への周知にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

